

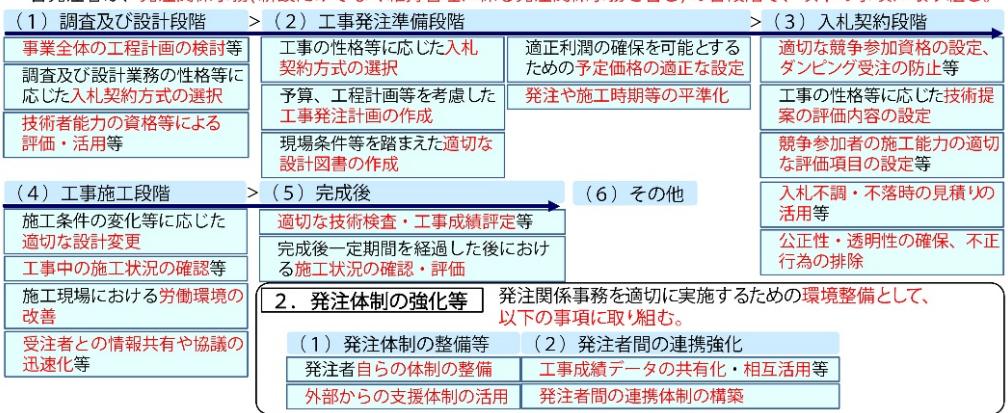
I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。
- 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの（※）。
- また、国は、本指針に基づき各発注における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。（※）例えば、ダンピング受注の防止、入札不調、不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）の各段階で、以下の事項に取り組む。



III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点



2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
- (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

IV. その他の配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成する。本指針を踏まえ、国機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

（出展：国土交通省ホームページより）



一般社団法人 ランドスケープコンサルタント協会
〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-3-7 近江会館ビル8F
TEL:03-3662-8266 FAX:03-3662-8268
e-mail:info@cla.or.jp
<http://www.cla.or.jp>

CLA会員 意見募集

2015年5月28日

(一社)ランドスケープコンサルタント協会
技術委員会

CLA技術委員会では、平成16年度からこれまで、有識者や関係団体等による委員会や造園学会における意見交換等を行い、造園／ランドスケープにおける設計プロセスのあり方の検討を重ねてまいりました。

今後とりまとめを行いCLAからの提案として発信していくにあたり、CLA会員の皆様のお考えをお伺いするため、提案（案）に対するご意見を募集します。

いただいたご意見は今後のとりまとめを行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

『意見募集要領』

1. 意見募集対象

新しい造園プロセスの提案「造園の特色を活かす順応的整備プロセス」（案）（※本資料）

2. 閲覧・入手方法

CLAホームページより入手できます。（<http://www.cla.or.jp>）

3. 意見募集期間

2015年5月28日（木）～2015年8月31日（月）（必着）

4. 意見応募方法

郵送・FAX・電子メールにより送付してください。（送付先：本資料のP4を参照）

■検討の経緯

- 2004年度 CLA設計プロセスの検討開始(H16年度(社)日本公園緑地協会自由研究)
- 2005.03 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)施行
- 2005年度 H16成果へのCLA内の意見募集／H17年度自由研究(継続)～2007.3
- 2007.02 造園学会ランドスケープ(建設)技術研究委員会「公共造園空間整備における設計・施工・管理－その連携と空間評価－」に関わる「提言」
- 2007.08 第2回ビジョンセミナー「これから造園設計のあり方」～時代に応える造園空間創出のためのプロセス～2007～2009 造園ものづくり意見交換会(日造協・CLA)
- 2008.05 造園学会分科会発表(日本造園学会・日造協・CLA)【試論による議論】
実施設計・施工「同時」発注型プロセスの提案
- 2009.05 造園学会分科会発表(日本造園学会・日造協・CLA)【試論による議論】
実施設計・施工「個別同時」発注方式の提案／ECI方式にも言及
- 2010.10 広報日造協435号「設計と施工の連携を促す設計施工同時発注方式(藤井英二郎)」
- 2011～ 民間プロジェクトによる検証(CLA)
- 2013.5 造園学会研究委員会フォーラム発表【試論による議論】
設計・施工システムに関する民間プロジェクトによる検証結果／CM方式にも言及
- 2014.12 緑地育成工事の追加(建設業法)
- 2015.01 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)：国土交通省
- 2015.05 造園学会研究委員会フォーラム発表【CLA提案(案)による議論】
- 2015.05 CLA提案(案)に対する意見募集の開始

■提案の背景

社会資本の老朽化への対応やストックの有効活用のため、安全確保や少子高齢化等を背景としたニーズの変化やコンパクトシティ化(立地適正化)を踏まえ、全国の都市公園で再生整備の需要が増加してくることが予想されます。また、東日本大震災からの教訓や豪雨・火山などの多発する自然災害リスクへの対応に向け、グリーンインフラの役割が注目されています。さらに、東京オリンピック・パラリンピックによる公園緑地整備需要も見込まれます。

これらの際には、人口増加を背景とした大量供給の時代とは違い、地域の現状に即したきめ細かな計画・設計・施工の対応が不可欠であり、しかも、健全で持続可能な管理運営体制への移行が必須課題となっています。

このため、CLAでは、造園／ランドスケープの特性を踏まえ、設計・施工・管理の連携によりこれらの課題解決にあたっていくことを目指し、設計プロセスの検討を行ってきました。

このような中、2014年12月の建設業法の改正、品確法の改正に基づく2015年1月の発注事務の運用に関する指針により、法制度上の根柢が整い、2015年5月の造園工事総合示方書では、設計・施工・管理の連携の必要性が示されました。

これらの背景を踏まえ、CLAでは、新しい造園プロセスの提案として、「造園の特色を活かす順応的整備プロセス」（案）を提案します。

新しい造園プロセスの提案 「造園の特色を活かす順応的整備プロセス」(案)

(1) 設計・施工・管理の連携の必要性

設計と施工の連携は、品質確保のためにどの分野でも必要なことであるが、とりわけ造園では重要な基本姿勢であることを確認しなければならない。

造園は、不定形な自然素材により、施工になって初めてわかるその土地の自然の状況も読み取りながら美しく仕上げていく技術であるという特性があることから、設計と施工が連携した整備の体制が必要である。

造園施工においては、その技術的特徴から、設計と施工の連携の下、施工者においても審美性を持ったデザインの技量を持つことを標準とする。

造園施工にあたっては、施工者は設計の意図を十分把握するよう努め、設計者は設計時から施工時を通じ、設計意図を伝達するよう努めなければならない。

(造園工事総合示方書 技術解説編 公益社団法人 日本造園学会 より)

(2) 設計・施工の連携プロセス提案

■提案①: 実施設計・施工「個別同時」発注方式

造園の特性である不定形な自然素材を活用した工事において「現場で柔軟に考えること」を可能とする工事発注方式として、実施設計・施工の「個別同時」発注方式の提案を行う。

実施設計・施工の「個別同時」発注方式は、ランドスケープデザインの中核段階である基本設計が行われた後、実施設計者と施工者をそれぞれ選定し、両者の連携・調整により仕事を進め、設計者は実施設計および設計監理(デザイン監理)を行い、施工者は植物材料調達等の準備工を行うことのできる新たな発注システムである。

このシステムは、国土交通省の「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」における『設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)』にあたるものである。

■民間プロジェクトによる検証

民間プロジェクトにおける設計・施工の「個別同時」発注方式の検証を行った結果、以下の3点の課題・対応策が得られた。

1. 「作業内容の明確化」

●課題点

実施設計と施工が同時に進行するため、設計者が行う実施設計作成作業と、施工者が行う施工図作成作業の区分があいまいになりやすい。

基本設計の成果品で工事予算を確定するため、基本設計作業量が増加する懸念がある。

●対応策

基本設計と実施設計における設計者の作業内容、施工者の施工図作成範囲を明確に規定した特記仕様書を作成する。

2. 「PMまたはCMの設置」

●課題点

権限と能力を有したPMの存在が、良質な造園空間の形成に不可欠である。

PMが存在しなければ、意思決定に時間を要し、設計者と施工者の負担が増加することが懸念される。

●対応策

発注者側に「良いもの」を的確に判断でき、迅速に発注側内部でのオーソライズができる能力を有した人材を担当者として登用する。

このような人材が発注者側に不足している場合は、行政支援としてのPMまたはCMの設置を行う。

3. 「維持管理段階までの継続」

●課題点

基本設計が性能を規定するものとして工事が実施されるが、造園空間の場合工事完了時が基本設計で規定した性能が発揮される時期ではなく、施工後10~20年経過して発揮されるものである。

●対応策

造園空間の場合、性能が発揮されるまでの10~20年間の維持管理が重要であることから、性能を規定した設計者と工事を担当した施工者の両者が、性能が発揮されるまでの期間、維持管理に携わる仕組みを構築する。

(3) 設計・施工・管理の連携プロセス提案

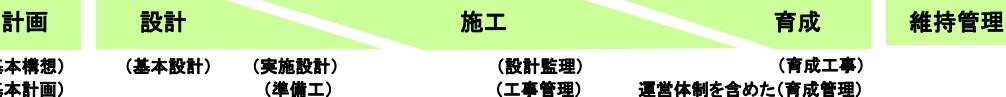
■提案②: 造園版CM方式

造園版CM方式の提案は、提案①:実施設計・施工「個別同時」発注方式の民間プロジェクトによる検証を行った結果得られた3つの課題に対応するとともに、建設業法の改正、発注事務の運用に関する指針の内容と整合を図ったうえで、総合的に最も良質な成果が得られる「造園の特色を活かす順応的整備プロセス」(案)として提案する方式である。

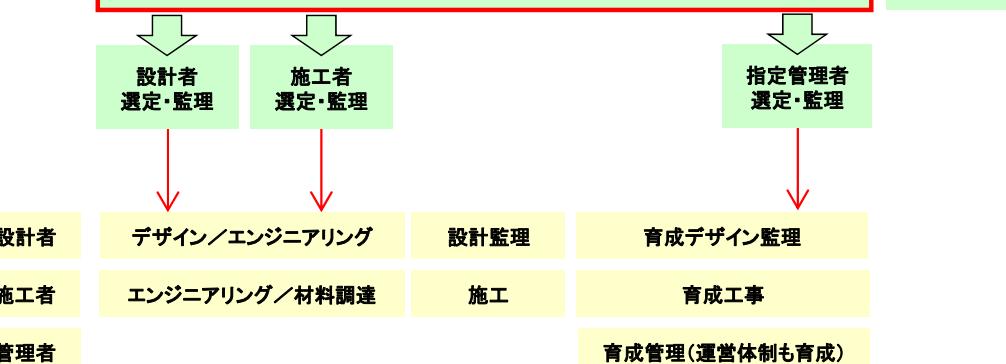
- ・**設計・施工・管理(10年)までの一括CM方式 (成長する生きた材料、自然環境やユーザー意識の変化、施工や管理にも審美性が必要な造園の特徴に対応した、長期継続的かつ順応的整備システム)。**
- ・ 施工会社と設計会社ほかのJVまたはSPCや恒久CM会社によりマネジメント業務を委託により行う。
- ・ 設計者、施工者は、CMRが選定システムをつくり選定し発注者と契約。発注支援は行政OBを想定。(CMRは設計、施工を受けないが、条件を整理し明確な仕様書を作成。これにより選定対象が広がる)
- ・ 設計時に、工事に先駆け材料調達や生産の調整を行い、現場の自然状況を見試し、施工方法も検討しつつ、順応的に設計を行う。
- ・ 施工時の自然環境の変化や住民参加も含め、順応的に施工を行う。
- ・ 竣工後10年間の「緑地育成工事」により植栽を安定させ、その後の管理計画を策定。
- ・ 同時に管理組織を育成し、地元による持続可能な管理体制に引き継ぐ。

▼設計・施工同時発注

▼竣工 ▼10年後(概成)



造園CMR (発注者支援・設計・施工・運営・住民調整の職能支援)



(4) 実現に向けての今後の課題

- ・ 施工業界との意見交換～共同提案の実施
- ・ 発注者を交えた意見交換
- ・ 品質評価システムの検討(性能発注の方法と段階的評価時期の検討等)
- ・ 保険(契約ボンド)の検討
- ・ 設計報酬ガイドライン(歩掛)の検討

・基本設計段階から、設計・施工・管理を通じて連携
・造園CMRをとおして、設計者・施工者・管理者が連携
・設計から管理まで一連の仕組みをつくることがポイント